

令和元年度

ごみの拠点回収場所等で使用する 監視カメラを貸し出しています。

ごみの拠点回収場所等への不適正排出や不法投棄を防止し、
ごみを出しやすく、収集しやすい環境を整備することで、
地域の公衆衛生の向上を図ります。

★監視カメラの貸与は、設置場所周辺の住民のご理解が必要です。地域の皆さんでよくご相談のうえでお申し込みください。

注意事項

- ① 地域長、区長、自治会長及び町内会長など、地域自治組織の代表者から申請してください。
- ② 3世帯以上が利用する家庭ごみの拠点回収場所を優先します。
- ③ 貸出期間は、原則3カ月です。（改善されない場合、更に3か月まで延長できます。）
- ④ 監視カメラの性能等により、設置できる場所には制限があります。申請手続きの前に、必ずまち美化推進課へご相談ください。
- ⑤ 録画された映像は、個人情報保護の観点から、市が事前に許可した方しか閲覧することができません。貸出申請時に、画像の閲覧を希望する方（3名以内）を指定してください。
- ⑥ 録画された映像は、不法投棄や不適正排出の解消以外の目的で閲覧することはできません。ただし、法令に基づき捜査機関へ提出することがあります。
- ⑦ 原則、監視カメラの設置及び撤去は市が行い、その費用を負担します。ただし、設置場所の特性等により、地域の負担が発生する場合があります。
- ⑧ 万が一、使用に際して事故や損害が発生しても、市は一切の責任を負いません。

※この事業は、可燃ごみ有料指定袋制の収益を活用しています。

お問合せ：まち美化推進課（75-1215）

1 制度の概要

夜間撮影が可能な太陽光発電式監視カメラを貸し出します。設置や撤去の作業は市（委託業者）が実施しますので、地域の負担はありません。

貸出期間：3か月間（1台）

※状況が改善しない場合、申請により3か月延長できます。（1回限り）

【設置場所の条件】

- ① 監視カメラ（太陽光パネルや録画装置を含む。）を装着できる支柱がある。または、新たに支柱を設置することができる。
- ② 日中、4時間以上の日照を確保できる。
- ③ 設置場所（土地及び支柱）の所有者の承諾がある。
- ④ 監視カメラの設置について、周辺住民の理解が得られている。

2 申請の方法

記載例を参考に、「監視カメラ貸与申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、まち美化推進課へご提出ください。

まち美化推進課

市役所庁舎2階

5番窓口

電話 75-1215

注) 支所での申請や郵送・FAXによる申請はできません。
設置予定場所の確認が必要なので、お手数ですがまち美化推進課窓口までご持参ください。

3 申請書の添付書類

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 監視カメラの貸与に関する誓約書 | 1部 |
| (2) 設置予定場所の所有者等の同意書 | 1部 |
| (3) 設置予定場所及び撮影範囲の地図 | 1部 |
| (4) 不法投棄等の現状を記録した写真（任意） | 1部 |

※ その他、状況に応じて追加で必要書類の提出を求められることがあります。

4 申請の受付期間

受付開始：9月2日（月）

注）締め切りは設定していませんが、申請書の受付順に審査を実施して貸し出すので、監視カメラの返却までお待ちいただく場合があります。
また、設置予定場所の状況等により、設置作業に時間を要する場合があります。

5 Q&A（想定されるご質問等）

Q1：録画された映像は、だれでも閲覧できますか？

A1：監視カメラの貸出しを決定する際、映像を閲覧できる方（地域の方3名以内、職員3名以内）を指定します。指定された方以外は、理由の如何を問わず、映像を見ることはできません。

ただし、法令に基づく捜査機関（警察等）からの請求により、提供する場合があります。

Q2：指定された方は、いつでも映像を閲覧できますか？

A2：不法投棄が発生した場合など、必要が生じた場合だけ閲覧することができます。また、閲覧には市の許可が必要で、職員が閲覧する場合も同様です。

Q3：不法投棄等の行為が映っていた場合、どのような対応ができますか？

A3：行為者が特定できる場合、市が改善を指導します。また、特に悪質な場合は、地域の意向を踏まえ、捜査機関への告発等を検討します。

Q4：一部の地域住民が反対していますが、大半の住民は設置に前向きです。申請できますか？

A4：プライバシー保護の観点から、設置に慎重な意見も想定されません。地域の皆さんで必要性等を十分に話し合いたうえて、地域の代表者から申請してください。

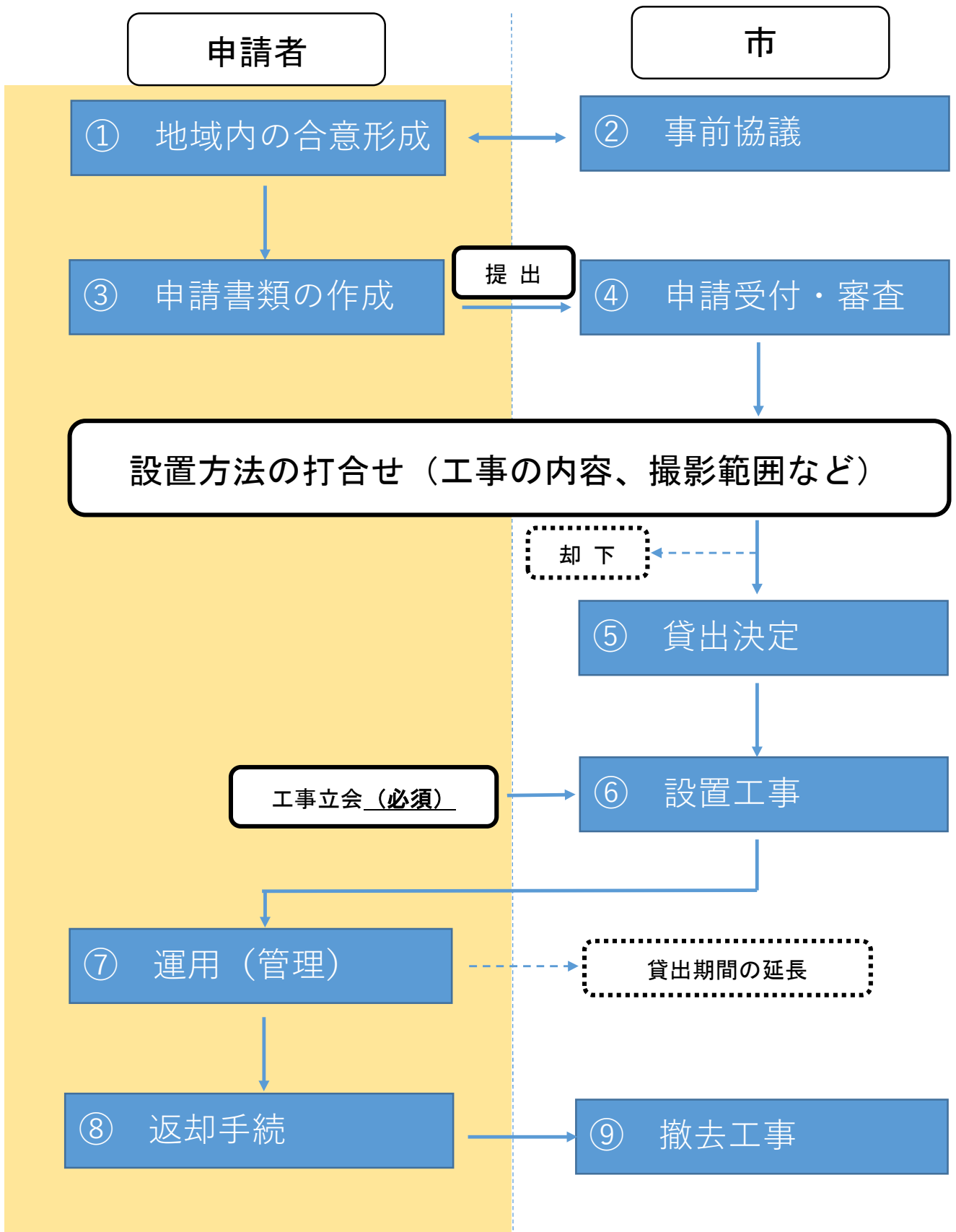
なお、申請後に地域住民から苦情等が寄せられた場合、申請者で解決していただきます。

Q5：地域の費用負担はどれくらいですか？

A5：原則、監視カメラの設置や撤去は市が行いますので、地域の費用負担はありません。また、電気代もかかりません。

ただし、設置場所の特殊性などから、撤去後の原状回復費用等が発生する場合があります。（設置前に費用について確認します。）

6 申請から運用開始までの流れ



お問い合わせ：まち美化推進課（75-1215）